

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事 殿	令和4年 7月 28日
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市峰山町千歳22	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 日進製作所 代表取締役 平野 卓

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	49 台	0 台	1 台	48 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	-	キログラム	-	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検表を作成し実施している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時は登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロンの回収を依頼している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・第一種特定製品以外の機器についても簡易点検を実施し異音等の発生がないか確認している。			
	廃棄時	・充填回収業者から破壊証明書が発行され適切に処理されたこと確認する。 ・フロン排出抑制法の対象機器の廃棄時順守すべき項目について教育を実施した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・フロン排出抑制法の対象機器を更新するときは、地球温暖化係数が低いものを採用する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。